

# 自己紹介 資料

自己紹介①

朝日新聞 (87.9.27)

ひと

東京の赤坂・六本木再開発で去年完成したアークヒルズを見て、度肝を抜かれたといふ。空地がたっぷりありコンサートホールもある。それに對し、大阪駅前ビルはシャッターを閉めた店が多く、昼間でも少し気味が悪い。「アーティヒルズも、普通の人が住めない超高級マンションができるなど問題はある。しかし、行政主導型の再開発よりは工夫がみられます」

**阪井護士会公報対策・環境保全委員会に所属。大阪空港公社代表。**

61年都市問題研究室を結成  
全国の都市再開発の実態を調べた

坂和 章平さん

松山市生まれ。阪大卒。大

訴訟などの弁護団に参加。  
・西宮駅前等業務用ビルの密集地は、個別建て替えを認めるが、制限を緩和させるに足る良好な復興計画の討議が望まれる。個別建て替えの要望を聞き公開空地の確保、公有地を中心とする住宅店舗工場を多數提供し、その間に計画作成を急ぐ。

第一に、神戸市はじめ被災市町は被災地全体を震災地域と指定し、次の地拡大のため自治体に先買い権(住建物にて替える規定や、個別建て替えに固執する点)問題があつて特別立法で從前の権利を保障する。指定が決定した震災(りさい)都市借地借家処理法は借家人が権利が消滅し契約が終するが、借り主は周辺の低層建物を一括して再開発制度の創設(共同建設された住宅再開発再開発地区)◎倒壊したマンションや共同ビルは单一での損壊建物が少ない地区は道路、公園

地借家人の権利の届け出制度をとつて特別立法で從前の権利を保障する。指定が決定した震災(りさい)都市借地借家処理法は借家人が権利が消滅し契約が終するが、借り主は周辺の低層建物を一括して再開発制度の創設(共同建設された住宅再開発再開発地区)◎倒壊したマンションや共同ビルは单一での損壊建物が少ない地区は道路、公園

民の買い取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

自己紹介②

朝日新聞 (95.2.10)

阪神大震災で被災した神戸市は、市街地のほぼ全域で土地を震災復興促進区域とし、緊急整備条例を作つて計画的な復興を目指すことや、うち六地区では建築基準法八四条に基づいて建築制限(権利の制限)をかけるなどを決めた。西宮市や芦屋市、淡路島北淡町も同様な方策を発表した。大阪市の阿倍野再開発事業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民側の代理人をしてきた私はこのままな案には不満であり、私なりの基本方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は被災地全体を震災地域と指定し、次の地拡大のため自治体に先買い権(住建物にて替える規定や、個別建て替えに固執する点)問題があつて適用に工夫が必要だ②土地建物の地上げ的売買防止と積極的な公有化効果を与える必要がある。

第二に被災市町は住民の意向把握に努め、復興のマスター・プランを各地区の実情をみて次のイメージで作られる。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

## 論壇一壇



坂和 章平

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

第三に、長田・兵庫など焼失した住宅密集地区は劣悪な住環境を一新する中層共同住宅を中心とした住宅再開発再開発地区◎倒壊したマンションや共同ビルは単一での損壊建物が少ない地区は道路、公園

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

### 主張・解説

## 被災地復興は多様なメニューで

地借家人の権利の届け出制度をとつて特別立法で從前の権利を保障する。指定が決定した震災(りさい)都市借地借家処理法は借家人が権利が消滅し契約が終するが、借り主は周辺の低層建物を一括して再開発制度の創設(共同建設された住宅再開発再開発地区)◎倒壊したマンションや共同ビルは単一での損壊建物が少ない地区は道路、公園

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

民の買取り請求権)を与える。再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取られも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「震災地域全土の買上げ」を提案したこと参考にすべきだ③事業完成までの個別建て替えの建築

自己紹介③

朝日新聞(98.5.12)

# 論壇 阪神大震災

## 特集4年目の課題

大震災から三年余が経過した。被災地の復興まちづくり、②震災直後の土地の区画整理が比較的順調に推移した三月十七日に決定された都市計画によれば、より土地整理・再開発事業を実施する地域④建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域の復興促進区域に指定されたものと実態は自力復興に依存する白地地域——の間に分類され、復興にあたっての合意契約「まち協」が交わされた。一方で、日本の都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政方が①施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める段階式をとり、そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだ。震災前には土木しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動いかんだったとも過言ではない。



坂和 章平

## 都市法体系を国民のものに

一方、新長田・六甲道等の再開発事業を実施するシステムをつくり、施設を整備する。これが発想は通じない。新長田は、低層住宅の密集する約二十数もの既成市街地が商業・求める。

廃取東、新長田、御菴、松本、六甲道の区画整理が比較的順調に推移した三月十七日に決定された都市計画によれば、より土地整理・再開発事業を実施する地域④建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域の復興促進区域に指定されたものと実態は自力復興に依存する白地地域——の間に分類され、復興にあたっての合意契約「まち協」が交わされた。一方で、日本の都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政方が①施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める段階式をとり、そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだ。震災前には土木しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動いかんだったとも過言ではない。

自己紹介④

朝日新聞・夕刊(01.10.12)

朝日21関西スクエアコートセイ

17歳のこころ

坂和 章平 (52)  
弁護士



松山にある中高一貫教育の男だけの受験校から1967年に入学した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、下宿生活に専念した。入ったサークルは裁判問題研究会。名前は学年だが、実際は学生運動から逃れていた。彼女との交際にけんかをつづら以降、私の生活は「活動家」として、ガリ版のビラ作りやアシ演説に明け暮れた。



19歳の秋ハイキングで

おみわ・しゃくくい 74年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「美濃中継まちづくりの法と政策」など。

り。いつも組合の事務オルグにでも…。運命的なのは、司法試験に合格した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、下宿生活に専念した。彼女との交際にけんかをつづら以降、私の生活は「活動家」として、ガリ版のビラ作りやアシ演説に明け暮れた。

大学の単位などでちるりもの。リポートなどビラ作りなど簡単。試験も友人から借りたノートで1ヶ月で3回生までなると悩んだ。俺にはサラリーマンとしてでも、短期間合格の秘訣は集中力と覚悟だが、この能力は間違った。昨今の司法試験は技術偏重の弊害が強い。ロースクールの新設など司法改革の議論もその延長線上にある。だが私には、ビラ作りアシ演説の訓練の方が、司法試験予備校をはるかに多い。だが、今私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかにその成果だ。

## 私の視点

関西スクエア

## ◆景観法

## 住民・自治体で使いこなそう

景観法は景観についての初の総合的な法律で、良好な景観の形成の促進を国政の重要な課題と位置づけた画期的なもの。複雑かつ難解な都市法体系の中できれいに位置づけた法律である。

さかわ 章平 弁護士



松山出身のまちづくり弁護士

坂和 章平さん(55)



愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教えている。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交えながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できない。だが、行政主導型の都市再開発として多くの問題を抱えた1984年の大阪駅前ビル問題をきっかけに取り組むようになった。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によつて、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

## 「青年の夢 育つまちを」



さかわ・じょうへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策Ⅲ」(日本評論社)に収録。映画は月10本

のペースで鑑賞し、新聞や雑誌に評論を載せる。「映画を見れば感性を磨きながら法律を勉強することができます」

（神野 武美）

できるようになつたからだ。だから、松山市の進める「坂和の上の雲のまちづくり」にも期待を寄せていく。

「松山市の行政や住民も地方分権の流れの中にあることの法律を理解し、秋山兄弟や正岡子規のような地方都市の期待を寄せていく。

青年の夢が育つ、まちづくりに取り組んでほしい」

「小旅行だった」。だが、松山を離ると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車に20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあつた司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかり、「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車で通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践していく」という。

どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6ヶ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景観計画区域、景観地区内で

匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりすることも可能だ。

景観計画区域では届け出・勧告制だが、変更命令もある。景観地区はもつと厳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうちに「景観地区等」の規定が1年内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

財源移譲をめぐって国と自治体は縛りの最も強い景観に関する権限移譲は景観法によって実現した。問題は市町村がこの条例制定権をいかに使いこなすかだ。くれぐれも宝の持ち腐れにしてはいけない。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

こと。従来の景観条例の多くは法的強制力に乏しい自らの主張だったが、景観法が定める23(試算による)の条項を根拠に新たな委任条例が制定できる。

商業地域以外のパチンコ店建設を禁じた市独自の条例に基づいて、兵庫県宝塚市が業者に建設の中止を求める訴訟を起こして敗訴したことがあつたが、これも条例が制定できる。

過去の話となるはずだ。財源移譲をめぐって国と自治体は縛りの最も強い景観法によって実現した。問題は市町村がこの条例制定権をいかに使いこなすかだ。くれぐれも宝の持ち腐れにしてはいけない。

## 自己紹介⑦

日本経済新聞・夕刊 (06. 11. 20)

### インタビュー Interview

#### 法曹の目で映画評論

阿倍野再開発訴訟や阪神大震災の復興などに取り組んだ社会派弁護士の坂和章平氏が、映画評論の本を立て続けに出版している。「映画鑑定四極に合格したばかりの素人」というが、法律家の目を通した映画評論は、米国の新説や伝統、陪審制と日本との違いも明快に示してくれる。司法改革や法律に興味を持つきっかけにはねば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

## 裁判・法律・身近で学んで



映画評論本も10冊目、予定のすき間で見た映画は4年で

600本以上（大阪市北区の裁判所前）＝写真 水谷誠  
松山市生まれ。二〇一一年大阪大学卒業。二七九年坂和章平法律事務所開設。二〇〇〇年日本都市計画学会「石川選」、「美術中継」まちづくりの達人賞受賞。二〇一一年日本不動産学会賞。

——今月出版した「日本映画の具体的な場面を持ち出していく法律の話をする」学生用シリーズは、すでに十巻の意味の持方が違う。評金額を見てきました。無理を教えるのですね。

——二〇〇一年に最初に本を出したから四年間で六巻でした。

——日本以上の映画を見ました。最初に取り上げたのは予定予定のままを弁護士でベストセラー作家見つけでは自転車で映画館のジョン・クリシナムの小説で、裁判制度の導入は基本的にはいいとしてじよる。ジャンルは問わなが監督した『レインメーカー』。ちなみに『レインメーカー』がほんとうの映画には一人が一生に一度裁判員として法律的な子アーヴィングが手を握らせました。

——映画評論を書くようになってから、成功範囲が前後の米国で勝ちがすべて結果がすべての路線の流れに向かって、映

——日本の場合は前提も随分違いますね。

——「特別の法律知識なくして映画は楽しめる。ただし映画サスペンスをより楽しむために知っておいてほしい知識も多くあります。日本では『基本的人権を尊重して社会全般を実現する』と弁護士法一条うたわれているが、憲事社会契約論は全く異質。陪審制や米国系の組織なども興味を持つば

——日本の場合とは前提も随分違いますね。

——「特別の法律知識なくして映画は楽しめる。ただし映画サスペンスをより楽しむために知っておいてほしい知識も多くあります。日本では『基本的人権を尊重して社会全般を実現する』と弁護士法一条うたわれているが、憲事社会契約論は全く異質。陪審制や米国系の組織なども興味を持つば

——裁判制度への関心もあまり高くないです。日本でも一九二八年から十五年間、陪審制が実施された時期があつた。その当時はもつと活躍した議論がなされました。現在の裁判権についても国民一人ひとりがもつて強制しないと機能しないだつて、今のところはレベルで死刑判決なんかにかかるのは無理だと思います。

——今後はどのような映画評論を目指しますか。

——「法律のテーマ」シリ

## 自己紹介⑧

坂和章平の出版物の紹介（2023年1月末現在）

### 弁護士兼映画評論家 坂和章平の出版物の紹介

新刊！(23年1月発行)

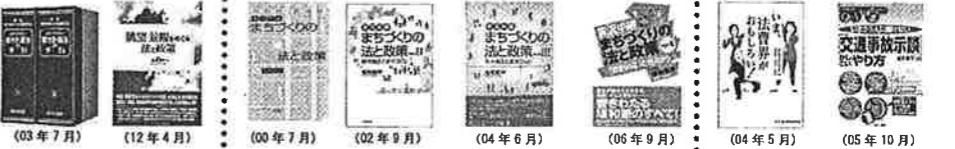
『シネマ51』



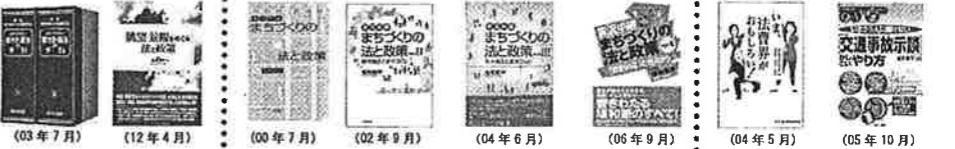
#### くまちづくり本、法律書



#### く実況中継シリーズ全4冊



#### その他の著書



#### コラム集



#### 名作映画シリーズ



#### 中国語の著書



#### シネマームシリーズ既刊全51巻



## 自己紹介⑨



評

坂和章平 著

### 『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治\*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といって過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通して、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわざりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中心にして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的に理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地区画整理法が定める土地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靭化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っているながら、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811  
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436

## 自己紹介⑩

『区画・再開発通信』No.571・2017年7月

**本編**

**坂和章平著**

**『まちづくりの法律がわかる本』**

都市にかかる法律にはじつにいろいろな細かな法律があり、住民運動にかかる立場からも何がなんだか分からぬといいう実感がある。その中心を担うとされる都市計画法において、その体系がたいへん分かりづらい。本書は、都市計画法の体系と内容を分かりやすく解説するとともに、都市計画にかかるさまざまな法律の解説を試みている。

（学芸出版社、本体2500円）

また五章以下で、時代の変せんの中でも示されている。「昨今の都市計画現象」—都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だらしだか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしつけられることあるのか。そこまで進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなつていた都市計画マスター・プランとは何だったかなど、五章を見るといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。

自己紹介⑪

坂和年表 2022 —73歳の年表から何を?—

	坂 和	日本の主な出来事	世界の主な出来事	都市問題、法律関係	映 画
1945(S20)年		・1945(S20)年8月15日 終戦		・1946(S21)年10月29日 日本国憲法制定 ・1947(S22)年5月3日 日本国憲法施行	・『風と共に去りぬ』(39年) ・『東京裁判』(83年)
1949(S24)年 【誕生】	・1949(S24)年1月26日 愛媛県松山市で誕生		・1948年8月15日 大韓民国建国 ・1949(S24)年10月1日 中華人民共和国建国 ・1950年~1953年 朝鮮戦争		・『七人の侍』(54年) ・『ゴジラ』(54年) ・『十二人の怒れる男』(57年)
1959年(S34年) 【10歳】	・1956年4月 小学校入学 ・1961年4月 愛光学園中学入学 ・1964(S39)年4月 愛光学園高校入学 ・映画、囲碁、将棋	・1954年12月~1973年11月 高度経済成長(第1次鳩山一郎内閣~第2次田中角栄内閣までの19年間) ・1958(S33)年12月 東京タワー竣工 ・1959年9月 伊勢湾台風 ・1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・1964(S39)年10月 東京オリンピック ・1968年12月 三億円事件	・1953年7月~1959年1月 キューバ革命 ・1963年11月22日 ケネディ大統領暗殺 ・1966年~1977年 文化大革命	・1962(S37)年10月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣)	・『Always 三丁目の夕日』シリーズ…昭和の良き時代 ・『ベン・ハー』(59年) ・『キューポラのある街』(62年) ・『クレオパトラ』(63年) ・高倉健主演『唐獅子牡丹』(66年)
1969年(S44年) 【20歳】	・1968年4月~1972年8月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・1967(S42)年4月 大阪大学法学部入学 ・1971(S46)年3月 大阪大学法学部卒業 ・1972年 司法試験合格 ・1972年~74年 司法修習生(26期) ・1974(S49)年1月 弁護士登録(25歳)	・1969(S44)年1月 東大安田講堂事件 ・1969年3月 よど号ハイジャック事件 ・1970(S45)年 大阪万博 ・1972年2月 あさま山莊事件 ・1972年5月 沖縄返還 ・1972年 田中角栄「日本列島改造論」 ・1973年 第1次石油ショック	・1969年7月20日 アポロ11号月面着陸 ・1974年 ウォーターゲート事件	・1969(S44)年5月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・近代都市三法の制定(1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・1974(S49)年 土地利用計画法の制定 ・1977(S52)年11月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣)	・『男はつらいよ』(69年)…寅さん第1作目 ・1970年代 日活ロマンポルノ ・『砂の器』(74年)
1979年(S55年) 【30歳】	・1979(S54)年7月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル202)(30歳) ・1984(S59)年7月 事務所移転(第5大阪弁護士ビル4階)(35歳) ・1985年3月 事務所拡張(第5大阪弁護士ビル4・5階)	・1976年2月 ロッキード事件 ・1979年 第2次石油ショック ・1983年 中曾根アーバンルネッサンス。規制緩和と民活路線 ・1986年 大規模再開発のさきがけ「アーフィルズ」完成 ・1987年 国鉄民営化でJR誕生	・1985年9月22日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故	・1987(S62)年6月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曾根内閣) ・1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定	・陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85年)…ロカルノ・銀賞 ・張藝謀監督『紅いコーリヤン』(中国・88年)…ベルリン・グランプリ
1989年(H元年) 【40歳】	・1988年12月 事務所移転(アクセスビル6階)(40歳) ・バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ	・1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・1989年末 バブル崩壊 ・1989年4月 消費税法施行(3%) ・1995(H7)年1月17日 阪神・淡路大震災 ・1995年3月20日 地下鉄サリン事件	・1989年6月4日 天安門事件 ・1989年11月9日 ベルリンの壁崩壊 ・1990年10月3日 東西ドイツ統一 ・1991年12月 ソビエト連邦崩壊 ・1992年~1995年 ボスニア紛争	・1989(H1)年 土地基本法制定 ・1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系3→7に用途地域を細分化。特別用途地域の追加8→10、②市町村マスターープランの創設、③地区計画に誘導容積率と容積率正配分型追加) ・1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・1995(H7)年 被災マンション法制定 ・1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・1998(H10)年3月 21世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣)	・侯孝賢監督『悲情城市』(台湾・89年)…ベネチア・金獅子賞 ・『タイタニック』(97年)…興行収入1,800億円

1999年(H11年) 【50歳】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽)</li> <li>2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設。趣味のページで映画評論</li> <li>2002年6月 シネマルームI出版。以降、2019年12月までに45巻</li> <li>2007年10月 北京電影学院で特別講義</li> <li>2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と出会い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001(H13)年4月 小泉内閣発足</li> <li>2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。来日観光客3,000万人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001年9月11日 世界同時多発テロ</li> <li>2008年9月15日 リーマンショック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正)</li> <li>2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定</li> <li>2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定</li> <li>2002(H14)年 構造改革特区法制定</li> <li>2004(R16)年 景観法制定</li> <li>2005(H17)年 土地形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換)</li> <li>2008(H20)年 歴史まちづくり法制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『金融腐敗列島 呪縛』(99年)</li> <li>『山の郵便配達』(中国・99年)</li> </ul>
2009年(H21年) 【60歳・還暦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2010年1月 白内障手術</li> <li>2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談</li> <li>2015年6月 北京電影学院“実験电影”学院賞の授賞式</li> <li>2016年9月 直腸ガン手術(67歳)</li> <li>2017年11月 胃ガン手術(68歳)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦)</li> <li>2009年 裁判員制度開始</li> <li>2011(H23)年3月11日 東日本大震災</li> <li>2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣へ)</li> <li>2014年～2016年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震</li> <li>2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決</li> <li>2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生</li> <li>2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝</li> <li>2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣</li> <li>2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動)</li> <li>2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVS トランプ)→トランプ大統領就任</li> <li>2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主义思想」を党規約に明記</li> <li>2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011(H23)年 総合特区法制定</li> <li>2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定</li> <li>2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正</li> <li>2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正</li> <li>2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靭化関連三法の制定、国家戦略特区法制定</li> <li>2014(H26)年 空き家対策特措法制定</li> <li>2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域)</li> <li>2015(H27)年9月 安全保障関連法成立</li> <li>2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定</li> <li>2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定</li> <li>2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年)</li> <li>『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円</li> <li>是枝裕和監督『万引き家族』(18年)…カンヌ・パルムドール賞</li> </ul>
2019年(R元年) 【70歳・古希】		<ul style="list-style-type: none"> <li>2019(R1)年10月 台風19号</li> <li>2019年10月22日 新天皇即位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年5月～ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』</li> </ul>
2020年(R2年) 【71歳】		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(R2)年3月 東京オリンピック延期決定(2021年7月23日～)</li> <li>2月 新型コロナウイルスでクルーズ船が横浜港停泊</li> <li>3月下旬～ 新型コロナウイルス第1波</li> <li>4月7日 政府が新型コロナウイルスで1度目の緊急事態宣言発令(5月 解除)</li> <li>7月5日 東京都知事選挙</li> <li>7月～8月 新型コロナウイルス第2波</li> <li>8月28日 安倍総理が辞任表明</li> <li>9月16日 菅内閣発足</li> <li>11月1日 大阪都構想住民投票</li> <li>11月上旬～ 新型コロナウイルス第3波</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(R2)年1月11日 台湾総統選挙</li> <li>1月 中国の武漢で新型コロナウイルス発生</li> <li>1月31日 イギリスがEU離脱</li> <li>6月30日 中国で香港国家安全法案可決</li> <li>11月3日 アメリカ大統領選挙(トランプVSバイデン) →トランプ再選ならず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(R2)年6月 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律制定(頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る)</li> <li>2020(R2)年6月 第10次地方分権一括法制定(都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポン・ジュノ監督『パラサイト 半地下の家族』(19年)…米アカデミー賞最多4冠</li> </ul>

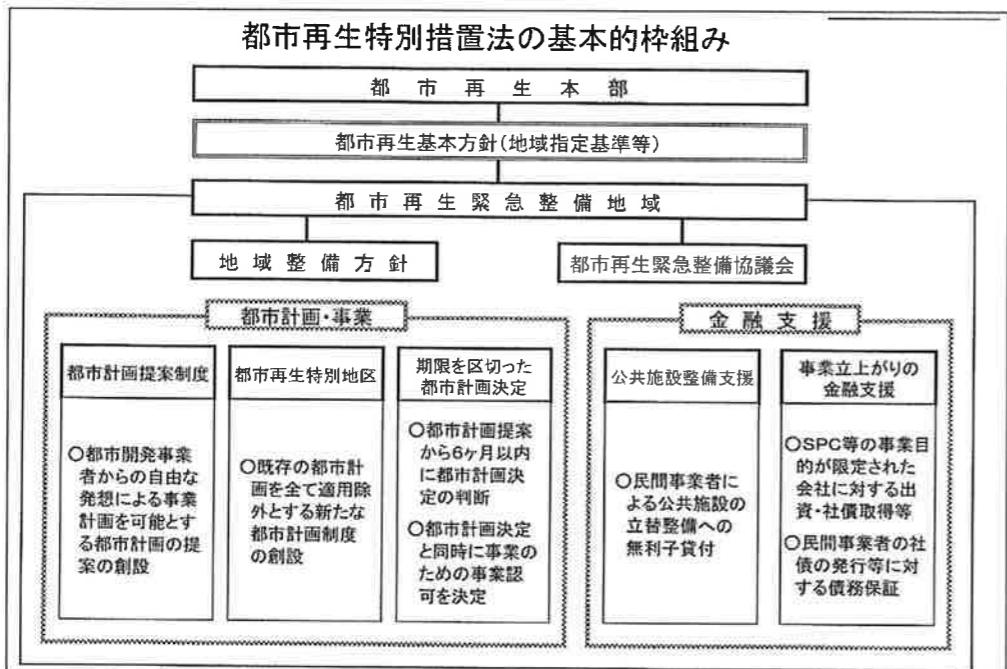
2021年(R3年) 【72歳】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガンから丸5年—治療終了</li> <li>・一日一食主義—体調良好に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021(R3)年1月8日～3月21日 2度目の緊急事態宣言</li> <li>・3月下旬～ 新型コロナウイルス第4波</li> <li>・4月25日～6月20日 3度目の緊急事態宣言</li> <li>・7月12日～9月30日 4度目の緊急事態宣言</li> <li>・7月24日～8月8日 東京オリンピック開催</li> <li>・7月下旬～ 新型コロナウイルス第5波</li> <li>・9月3日 菅総理が辞任の意向</li> <li>・9月29日 自民党総裁選挙</li> <li>・10月4日 菅内閣總辞職 →岸田文雄が第100代内閣総理大臣に選出</li> <li>・10月31日 衆議院議員総選挙</li> <li>・11月10日 岸田総理が第101代内閣総理大臣に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021(R3)年9月19日 ロシア下院選挙</li> <li>・9月20日 カナダ総選挙</li> <li>・9月20日 香港政府トップの行政長官を選ぶ権限を持つ「選挙委員会(定数1,500人)」の委員選挙</li> <li>・9月26日 ドイツ連邦議会選挙(総選挙)</li> <li>・11月2日 米バージニア州知事選 共和党逆転勝利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021(R3)年5月 災害対策基本法等の一部を改正する法律</li> <li>・5月 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『ノマドランド』 (21年) 米アカデミー賞3部門、ヴェネツィア国際映画祭・金獅子賞</li> <li>・『ミナリ』 (20年) 米アカデミー賞助演女優賞、ゴールデングローブ賞・最優秀外国語映画賞</li> </ul>
2022年(R4年) 【73歳】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022(R4)年1月17日～6月15日 通常国会</li> <li>・7月上旬～ 新型コロナウイルス第7波</li> <li>・7月8日 安倍晋三元総理 銃撃事件</li> <li>・7月10日 参議院議員選挙 与党146(自民119(今回63・非改選56)・公明27(今回13・非改選14) VS 野党102 →衆参共に憲法改正発議に必要な3分の2以上の議席を獲得)</li> <li>・9月27日 安倍晋三元総理 国葬</li> <li>・10月3日～ 臨時国会</li> <li>・10月～ 自民党議員と旧統一教会との接点問題が急浮上</li> <li>・10月～ 岸田内閣 閣僚の不祥事判明 山際大志郎経済再生担当大臣、葉梨康弘法務大臣、寺田稔総務大臣の3名が辞任(更迭)</li> <li>・11月上旬～ 新型コロナウイルス第8波</li> <li>・12月 旧統一教会被害者保護法成立</li> <li>・12月 安全保障関連三文書改定 防衛費GDP2% 5年間で43兆円増額を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022(R4)年2月4日～ 北京冬季オリンピック</li> <li>・2月24日 ロシアによるウクライナ侵攻</li> <li>・3月9日 韓国大統領選挙 尹錫悦が大統領に</li> <li>・8月2日、3日 ペロシ下院議長が台湾訪問</li> <li>・8月30日 ゴルバチョフ元大統領死去(91歳)</li> <li>・9月6日 英・ジョンソン首相→リズ・ト拉斯首相 →10月25日 リシ・スナク首相</li> <li>・9月8日 エリザベス女王死去(96歳)</li> <li>・9月29日 日中正常化50周年</li> <li>・10月16日～22日 中国共产党第20回党大会(習近平3期目の国家主席に就任)</li> <li>・10月22日 伊・ジョルジヤ・メローニ首相就任</li> <li>・10月29日 韓国・梨泰院踏事故</li> <li>・11月3日、4日 G7の外相会議(ドイツにて)</li> <li>・11月8日 アメリカ中間選挙 “赤い波”は起きず 上院 共和党51 VS 民主党49 下院 共和党は過半数の218 VS 民主党209</li> <li>・11月14日 米中首脳会談(パリ島にて)</li> <li>・11月15日、16日 G20サミット(バンコクにて)</li> <li>・11月17日 日中首脳会談(タイにて)</li> <li>・11月18日、19日 APEC首脳会談(パリにて)</li> <li>・11月 中国でゼロコロナ政策反対の“白紙革命”</li> <li>・11月26日 台湾統一地方選挙 民進党敗北 → 蔡英文総統は党首辞任</li> <li>・11月30日 江沢民死去(96歳)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月 土地基本法等の一部を改正する法律</li> <li>・5月 所有者不明土地対策特措法の一部を改正する法律</li> <li>・5月 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(宅地造成等規制法→盛土規制法)</li> <li>・6月 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(重要土地規制法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『ドライブ・マイ・カー』 (21年) 濱口竜介監督 米アカデミー賞国際長編映画賞受賞 カンヌ国際映画祭脚本賞受賞</li> <li>・『コード あいのうた』 (21年) 米アカデミー賞3部門(作品賞、助演男優賞、脚色賞)受賞</li> <li>・米国映画対決! 『トップガン マーヴェリック』(米)、『1950 鋼の第7中隊(長津湖)』(中)</li> </ul>
2023年(R5年) 【74歳】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月 『新旧対照・逐条解説 宅地造成及び特定盛土等規制法』(民事法研究会)を出版</li> <li>・2月 民事法研究会発行の『市民と法』に論文「重要土地規制法の概要と同法が提起した論点あれこれ」を掲載予定</li> </ul>				
2029年(R10年) 【80歳・傘寿】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年 大阪万博開催</li> <li>・2025年 IR大阪夢洲で開業(?)</li> <li>・2025年 大阪都と特別区の実現(?)</li> </ul>			
2039年(R20年) 【90歳・卒寿】					
2049年(R30年) 【100歳・紀寿】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?)</li> </ul>			cf 1万191年(今から8170年後) 『DUNE デューン 砂の惑星』

## 第3編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

### 法令資料③

都市再生特別措置法の平成17年改正、平成19年改正、平成21年改正、平成23年改正、平成24年改正の概要

### 法令資料① 都市再生特別措置法の基本的枠組み（平成14年創設時）



### 法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み（令和2年7月現在）



表1 都市再生特別措置法のH17年改正・H19年改正・H21年改正・H23年改正・H24年改正の概要

改正の概要	
H17年改正	①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。 ②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。
H19年改正	①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限をH24.3.31まで延長 ②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限をH22.3.31まで延長 ③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができ、市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くものとする。 ④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定することができ、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。
H21年改正	①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設 ②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに上地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設 ③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を40%から45%に引き上げ
H23年改正	①特定都市再生緊急整備地域制度の創設 ②都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域(特定地域)として政令で定める。 ③整備計画の作成及びその実施等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。</li> <li>・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定者及び施行予定期間を定めることができる。</li> <li>・整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。</li> <li>・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があったものとみなす。</li> </ul> ④国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。 ⑤特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できる。 ⑥都市再生事業等の推進(国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行う。) ⑦都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設 ⑧道路占用許可基準の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性の基準(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること)の適用を除外</li> </ul> ⑨都市利便増進協定制度の創設 ⑩都市再生整備推進法人制度の拡充(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加) ⑪民間都市再生事業計画の認定の申請期限をH29.3.31まで延長
H24年改正	①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示 ②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成 ③都市再生安全確保計画に係る特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦認定等に係る手続の特例            協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があつたものとみなす。</li> <li>⑧容積率の特例            都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。</li> <li>⑨都市公園の占用の許可の特例            協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可の申請があつた場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。</li> <li>⑩都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設</li> </ul>

## 法令資料④

### 都市再生特別措置法等の平成26年改正の概要

表1 都市再生特別措置法等の平成26年改正の概要

#### 趣旨

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

#### 背景

我が国は地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要である。

#### 都市再生特別措置法の改正の概要

##### (1) 立地適正化計画

① 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。

② 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね以下の事項を定める。

- ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講ずべき施策
- ・都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策 等

##### (2) 都市機能誘導区域

- ① 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができる。
- ② 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。
- ③ 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築を事前届出・勧告の対象とする。

##### (3) 居住誘導区域

- ① 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画の提案を行うことができる。
- ② 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象とともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

#### 建築基準法の改正の概要

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

#### 都市計画法の改正の概要

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

## 法令資料⑤

### 立地適正化計画（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表2 立地適正化計画

#### 【立地適正化計画】（都市再生特別措置法 81条）

- 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- 立地適正化計画は、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版である。
- 立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。

#### 【区域】（必須事項）

- ・ 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となる。
- ・ また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。

#### 【基本的な方針】（必須事項）

- ・ 計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましい。

#### 【立地適正化計画に設定する区域】

##### 都市機能誘導区域（都市再生特別措置法 81条2項3号）

###### ○区域の設定（必須事項）

- ・ 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

###### ○誘導施設（必須事項）

- ・ 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）である。

##### 居住誘導区域（都市再生特別措置法 81条2項2号）

###### ○区域設定（必須事項）

- ・ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

##### 跡地等管理区域（都市再生特別措置法 81条8項）

###### ○区域の設定（任意事項）

- ・ 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域

##### 駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法 81条5項1号）

###### ○区域の設定（任意事項）

- ・ 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

## 法令資料⑥

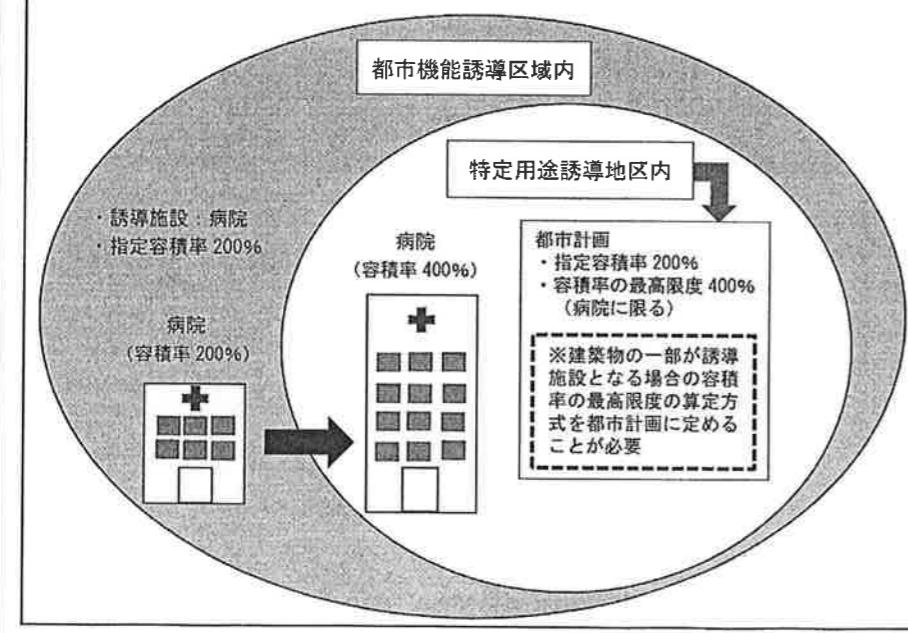
### 特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表3 特定用途誘導地区

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- 都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区（都市再生特別措置法109条）を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。
- 例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

#### 特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
  - 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
  - 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
  - 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



## 法令資料⑦

### 都市再生特別措置法等の平成28年改正の概要

#### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

#### 背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。
- …「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

#### 法案の概要

##### 国際競争力・防災機能強化

###### 【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請  
期限の延長(→平成34年3月31日まで)  
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加  
※民間都市開発推進機構による支援

###### 【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度の創設(承継効付き)



###### 【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮  
(特定地域:45日→1月、緊急地域:3月→2月)
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

##### コンパクトで賑わいのあるまちづくり

###### 【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設

- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区的追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し



###### 【官民連携によるまちの賑わい創出】

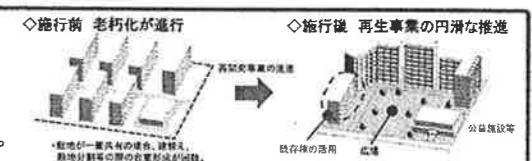
- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加



##### 住宅団地の再生

###### 【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を実行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2／3合意での事業推進を可能とする。



都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るための制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

## 法令資料⑧

### 都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

**●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律** (平成30年4月25日公布)

**背景・必要性**

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心とした開発意欲をコントロール  
→ 人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

**都市のスponジ化※** → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障  
※都市のスponジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用地の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分離で発生する現象

- 空き地（個人所有の宅地等に限る）は約44%増（約681km<sup>2</sup>→約981km<sup>2</sup>：大阪府の面積の約半分）（2003年～2013年）
- 空き家は約50%増（約212万戸→約318万戸：ほぼ愛知県全域の世帯数）（2003年～2013年）

・ 生活利便性の低下  
・ 治安・景観の悪化  
・ 地域の魅力（地域バリュー）の低下

⇒ **スponジ化が一層進行する悪循環**

**要因と対策のコンセプト**

- ・ 地権者の利用動機の乏しさ  
→ 低未利用地のまま放置
- ・ 「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ

行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用（所有と利用の分離）

地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出（まずは使う）

官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「新しい経済政策パッケージ」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスponジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

**法案の概要**

**都市のスponジ化対策（都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に）**

**コーディネート・土地の集約**

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設  
- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
- ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

〔税〕登録免許税・不動産取得税の軽減

低未利用地の集約

**身の回りの公共空間の創出**

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設  
- 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設（コモンズ）についての地権者による協定（承認付）  
〔税〕固定資産税の軽減
- ※周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ

〔税〕登録免許税・不動産取得税の軽減

※長野市「バティオ大門」  
※活性化施設（イメージ）

**都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上**

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

**【目標・効果】**

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現  
(KPI)・低未利用土地権利設定等促進計画の作成：約35件（2019～2023 [2019:3件 ↗ 2023:15件]）  
・立地誘導促進施設協定の締結：約25件（2019～2023 [2019:3件 ↗ 2023:10件]）  
⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合：7割以上

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

## 法令資料⑨

### 都市再生特別措置法等の令和2年改正の概要

#### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが契縁の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

〔国土強靭化基本計画〕、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォーラム・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアへの移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

#### 法案の概要

##### 安全なまちづくり

###### 〔都市計画法、都市再生特別措置法〕

##### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

###### ○開発許可制度の見直し

###### ○住宅等の開発に対する勧告・公表

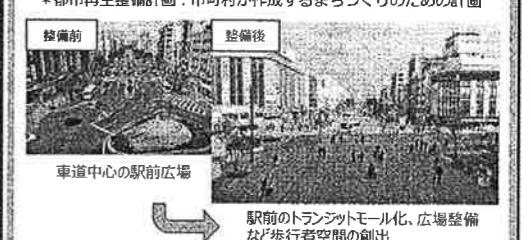
##### 災害ハザードエリアからの移転の促進

###### ○市町村による移転計画制度の創設

「安全なまちづくり」  
「新規立地の抑制」  
「都市計画法、都市再生特別措置法」

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進  
\*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
〔予算〕公共空間リバーシブルへの交付金等による支援  
〔税制〕公共空間を提供した民間事業者の固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入  
○「まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化  
\*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）  
〔予算〕官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
〔予算〕都市再生推進法人への低利貸付による支援

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
〔予算〕公共空間リバーシブルへの交付金等による支援  
〔税制〕公共空間を提供した民間事業者の固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入  
○「まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化  
\*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）  
〔予算〕官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
〔予算〕都市再生推進法人への低利貸付による支援

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
〔予算〕公共空間リバーシブルへの交付金等による支援  
〔税制〕公共空間を提供した民間事業者の固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入  
○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
〔予算〕公共空間リバーシブルへの交付金等による支援  
〔税制〕公共空間を提供した民間事業者の固定資産税の軽減

##### 【目標・効果】

###### ○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

###### 〔KPI〕防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）

〔2021年～2025年 [2021年:100件 ↗ 2025年:600件]〕

○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現  
〔KPI〕「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

## 第5編 近時の重要な法改正・その2 資料

### 法令資料⑩

#### ●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

##### 背景・必要性

○ 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地(※)が全国的に増加している。

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

○ 今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。

○ 公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。

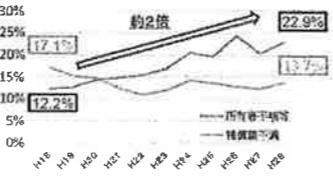
経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

##### 平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約20% (所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(難易度：0.41%)の所有者不明土地)

##### 直轄事業の用地取得業務において多い要因



##### 法案の概要

###### 1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡単な構造で小規模などを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)

○ 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定 (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

② 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)

○ 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告

○ 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

###### 地域福利増進事業のイメージ



###### 2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。

(※)照合の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

○ 土地の所有者の探索のために必要な公的情報 (固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

○ 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

###### 3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

###### 財産管理制度に係る民法の特例

○ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

###### 【目標・効果】

○ 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヶ月)  
○ 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

### 法令資料⑪

#### 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和4年法律第38号)

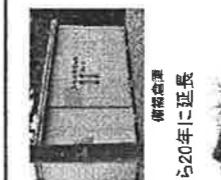
##### 背景・必要性

○ 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。  
○ 今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は緊急の課題。  
※ 令和2年土地基本法改正: 基本理念として土地の適正な「利用」を明確化

- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として利用する「地域福利増進事業」について、  
自然災害に陥ったための施設により、周辺地域に深刻な影響を及ぼすことがある。  
◆ 所有者不明土地が竣工に管理されないことで、所有者不明土地に対する懸念が高まっている。  
◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

##### 概要

###### 1. 利用の円滑化の促進



###### 2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

- ① 励告・命令・代執行制度  
・引き続き管理が実施されないと目込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設
- ② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例  
・所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定された管理不全土地管理制度に付与
- ③ 管理の適正化のための所有者署名捺印  
・上記の勧告等の準備のため、土地の所有者の署名捺印等に必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入



表面の改善に向けた開拓

###### 3. 可所有者不明土地対策の強化

- ① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度  
・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び當利法人の指定制度。  
② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度  
・市町村長は、特定非常勤活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地管理法人として指定  
・指定法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や土地収用法の特例利用(収用委員会の管理手続を省略)の対象として適用手続(収用委員会の管理手続を導入)  
③ 国土交通省職員の派遣の要請  
・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、国土交通省職員の派遣の要請が可能

【目標・効果】  
① 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)  
② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の作成数：施行後5年間で累計100件

【目標・効果】  
① 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)

② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計75件

## 法令資料⑫

日本経済新聞  
2022(令和4)年12月21日

# 放置空き家税負担増へ 政府検討 建て替え・売却促す

政府は全国で増える空き家について、壁に亀裂が入るなど管理が不十分な建物の税優遇を見直す検討に入った。住宅用地を対象に固定資産税を軽減する特例から外す方向で、事実上の増税となる。地の税額は4倍程度に増える。建て替えや売却を促して倒壊などの危険の実施をめざす。国土交通省によると全般的のない空き家は349万戸と、20年前からほぼ倍増した。地方の住宅を立つ。適切な対策をとらなければ30年に470万戸に増える見込みだ。

ある住宅の増加を抑え、中古住宅市場の活性化につなげる。22日に開く有識者会議で空き家対策の方向性を示す。2023年1月ごろに報告書をまとめ、空き家対策特別措置法などを関連法の改正を視野に内閣を詰める。早ければ23年度中の実施をめざす。

戸に増える見込みだ。住宅用地の固定資産税の軽減は高度成長期に農地などの宅地化を進めるために導入された。倒壊の危険がある「特定空き家」は既に特例からの除外が可能だ。今回さらに対象を広げ、そこまで状態が悪化していない建物でも管理が不十分なら適用しないようにする。屋根の一部や窓が損壊する建物などを念頭に置くとともに約24万件ある。所有者が分からぬ約5万户の空き家の扱いも課題となっている。自治体は固定資産税の情報を利用するなどして所有者を探せるが限界がある。市町村が裁判所に財産管理人の選任申し立てをして、弁護士らが物件を管理する制度の見直しも議論されている。

## 法令資料⑬

### ●土地基本法等の一部を改正する法律案

<日切れ扱い、予算関連法律案>

#### 背景・必要性

○人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に所有者不明土地や管理不全の土地が増加。

○所有者不明土地等の増加は生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障となるなど、対応は喫緊の課題。

○所有者不明土地対策等の観点から、人口減少社会に対応して土地政策を再構築するとともに、土地の所有と境界の情報インフラである地籍調査の円滑・迅速化を一体的に措置することが必要不可欠。



防災上の観点から適正な管理が求められる土地の例(イメージ)

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)

・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。

#### 法案の概要

##### 土地の適正な利用・管理の確保(土地基本法の改正)

●人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築:法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化

##### 1. 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」

- ・政府が策定する「土地基本方針」(閣議決定)を創設
- ・適正な利用及び管理を確保する観点からの「基本的施策」の今後の方向性を明示
  - 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
  - 低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組を政府一体となって加速

##### 2. 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消

- ・適正な「管理」に関する所有者等、国、地方公共団体等の「責務」を規定
- ・「所有者等の責務」として、登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加
  - 地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を加速

##### 地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)

●地籍調査の優先実施地域<sup>\*</sup>での進捗率は約78% (対象地域全体では約52%) であり、以下の措置を講じることで調査をスピードアップ

\* 土地区画整理事業等により一定段階地籍が明確化された地域等を除く地域

##### ① 新たな国土調査事業十箇年計画の策定

- ・②、③のような効率的な手法の導入等を盛り込んだ  
新たな十箇年計画(令和2年度~)を策定(※予算関連、日切れ扱い)



▲効率的な調査手法のイメージ

##### ② 現地調査等の調査手続の見直し

- ・調査のために必要な所有者等への報告微収権限の付与
- ・所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入
- ・所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設(省令改正)
- ・地方公共団体が不動産登記法上の筆界特定を申請できる措置の導入

##### ③ 地域特性に応じた効率的調査手法の導入

- ・都市部:道路と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、認証を得て公表
- ・山村部:リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入のため、現地立会いルールを見直し

##### 【目標・効果】

- ・効率的調査手法の導入等により、地籍調査の優先実施地域での進捗率を、現在の約8割から約9割とする。

2022年4月より開始

2022年1月版

# マニション管理適正評価制度

～マニションの評価は新たなステージへ～

## 「管理計画認定制度」とは

Q 国の認定制度も同じ時期に始まるところでしたが、どのようなものですか？

A これまでマニションは私有財産であることから、管理組合の自主的な管理に委ねられていました。しかし、2020年6月にマニション管理適正化法が改正され、管理の標準化に関する取り組みが計画的に進められています。主な内容は次の3つになります。

### 「管理計画認定制度」の主な内容

#### 1 地方公共団体による要覧制度

制度	要覧	審査項目	2 認定	3 審査適正化のための指導
マニション管理適正評価制度	マニション管理組合会員登録	①賃貸契約新規登録 ・賃貸借契約 ・賃貸借取扱い ・賃貸借の届出	②定期賃貸契約新規登録 ・賃貸借契約 ・賃貸借取扱い ・賃貸借の届出	③定期賃貸契約新規登録 ・賃貸借契約 ・賃貸借取扱い ・賃貸借の届出

「マニション管理適正評価制度」と「管理計画認定制度」の違い

制度	要覧	審査項目	2 認定	3 審査適正化のための指導
マニション管理適正評価制度	マニション管理組合会員登録	①賃貸契約新規登録 ・賃貸借契約 ・賃貸借取扱い ・賃貸借の届出	②定期賃貸契約新規登録 ・賃貸借契約 ・賃貸借取扱い ・賃貸借の届出	③定期賃貸契約新規登録 ・賃貸借契約 ・賃貸借取扱い ・賃貸借の届出

適切な管理計画を作成し、地方公共団体の認定を受けるとともに、管理水準の維持・向上のために、管理適正評価制度（協会）へ登録して、市場での評価、資産価値向上を目指しましょう。

詳しい情報は国土交通省ホームページをご覧ください。

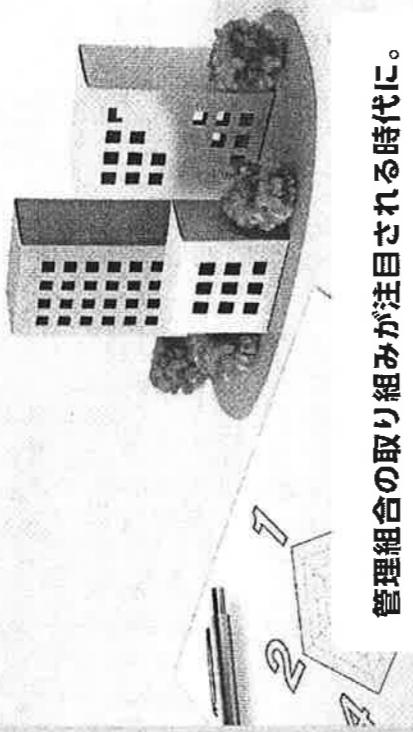
https://www.mlit.go.jp/jukakukenkukouhoushi/

jukakukenku\_house\_ir5\_000043.html

一般社団法人 マニション管理業協会 TEL:03-3500-2722 FAX:03-3500-2722

https://www.mnl.jp/jukakukenkukouhouse\_ir5\_000058.html

※国土交通省（マニション）に関する資料・データ等（2020年未満）より



管理組合の取り組みが注目される時代に。

2022年4月、マニションの管理状態を評価する「マニション管理適正評価制度」がスタートします。これまで「マニションは管理を買え」と言われながらも、マニションの管理状態について明確な評価基準がありませんでした。そこで、（一社）マニション管理業協会では、不動産開発団体と協力して全国共通の管理に関する評価基準を創設し、本制度を設けました。マニションの適正な管理が促進され、良質な管理が市場で評価される新しい仕組みです。

～マニションの価値は新たなものへ～

一般社団法人 マニション管理業協会

condominium management companies association

# 2022年4月 マニション管理適正評価制度とは？

マニションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インターネットを通じて情報を公開します。

現在、分譲マニションは全国に約675,3万戸あります。一方、築40年を超えるものが約10万戸あるなど、年々増加傾向にあります。これからは「マニション管理適正評価制度」を通して定期的に管理状態をチェックし、お住まいのマニションの管理、運営、資産価値の向上を図っていきましょう。

## 何を評価するの？

マニションの管理状態を5つのカテゴリーに分類し、リフト面（現在の管理組合運営など）とハード面（建物／設備の維持管理）の両面から、30項目について現状を評価していきます。

評価とは、建物・設備・機器・保全等

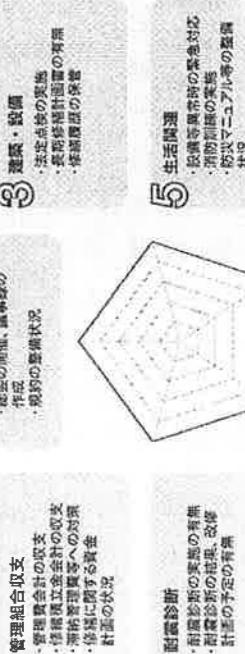
評価の結果は毎年更新されます。



## 評価・申請するには？

まずはマニション管理組合からマニション管理会社へ登録申願※します。マニション管理業協会指定の講習を修了した管理組合主任者・マニション管理士が管理状況をチェックし、評価結果の登録を行います。その後、マニション管理業協会のサイトに公開されます。

### マニション管理適正評価制度への登録・申請プロセス



※登録料（登録料の申請額には、消費税がかかる）

※2-1年ごとに更新が必要となります。

「マニション管理適正評価制度」の最新情報はホームページで随時お知らせしています。

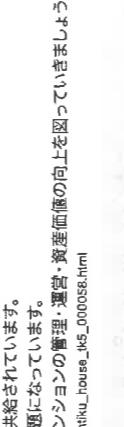
1979年に設立された日本で唯一の分譲マンション管理業協会

マンション管理業協会のHPです。

2022年現在、352社が協会に加入し、会員数による管理受託

のシェアは年々上昇を止めています。

http://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/



5 STARS MANSION

マニションの評価=5星

評価の方法

## マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

### 背景・必要性

- 築40年超のマンションは令和元年末現在の92万戸から10年後には約2.3倍の214万戸、20年後には約4.2倍の385万戸となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込み
- 老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題

### 法律の概要

[令和2年6月16日成立、6月24日公布]

#### マンション管理の適正化の推進

国土交通省の策定 [公布後2年以内施行]

地方公共団体によるマンション管理適正化の推進 [公布後2年以内施行]

地方公共団体※による以下の中置を講じる。※事務主体は市・区(市・区以外は都道府県)

- マンション管理適正化推進制度…・基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るために定める事項等を定める計画を作成 (任意)
- 管理計画認定制度…・マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体は適切な管理計画を認定
- 管理適正化のための指導・助言等…・管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導・助言等

#### マンションの再生の円滑化の推進

除却の必要性に係る認定対象の拡充 [公布後2年以内施行]

除却の必要性に係る認定対象に、現行の耐震性不足のものに加え、以下を追加

- ①外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション等
- ②バリアフリー性能が確保されていないマンション等

・建替時の容積率特例

・建替時の容積率特例

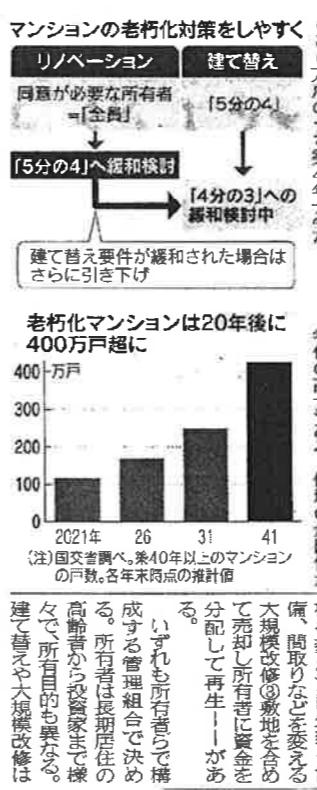
上記①等の要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の

4／5以上の同意によりマンション敷地売却を可能にする制度を創設



#### マンション管理適正化法の改正

#### マンション運営円滑化法の改正



## 建て替えず長期利用

政府は分譲型の老朽化マンション(大規模改修)をしくさすが、個人が専有する部分を含む改修は現在「所有者金員」の同意が必要だが、「5分の4以下」に対する案を緩和検討する。2024年度「も区分所有権改正する。安堵を高めて寿命を延ばす。水面な物件の供給を後押しす。

## マンション改修要件緩和回観80割に、老朽化対策促す

### 政府検討

## マンション改修要件緩和

### 法令資料⑯

日本経済新聞  
2022(令和4)年11月1日



## 法令資料⑯

### ● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

#### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ 基本的な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)



#### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在  
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

#### 危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

#### 法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るために、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”  
※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

#### 国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

##### 1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定  
⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
◆ 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象** に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

##### 2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

##### 3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

##### 4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化  
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

#### 【目標・効果】危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○ 規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

## 法令資料⑯

### 重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

#### 目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的 (第1条)** : 重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針 (第4条)** : ①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向  
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(経済的・社会的観点から留意すべき事項を含む。)  
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項(勧告及び命令に係る行為の具体的な内容に関する事項を含む。)等
- **留意事項 (第3条)** : この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

#### 対象区域及び調査・規制の枠組み

##### 注視区域 (第5条)

- **重要施設の周辺** : 防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設<sup>※1</sup>の周辺<sup>※2</sup>の区域について、告示で個別指定。  
※1 生活関連施設：原子力関係施設と空港(自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)から選定。  
※2 施設の敷地周囲における1,000mの範囲内で指定。
- **国境離島等** : 国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

##### 特別注視区域 (第12条)

- **特定重要施設** : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。  
例) 司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設 等
- **特定国境離島等** : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。  
例) 無人の国境離島

#### 調査 (第6条) (注視・特別注視区域共通)

- **対象**  
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**  
・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等 (第7条)  
・ 利用状況
- **手法**  
・ 現地・現況調査  
・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集  
・ 所有者等からの報告徴収 (第8条) (刑事罰あり)  
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

#### 調査結果を踏まえた規制

##### 事前届出 (第13条) (特別注視区域のみ)

- **対象**  
土地等の所有権移転等  
(売り手・買い手／刑事罰あり)  
※ 200m以上の取引に限定。
- **届出事項**  
・ 氏名、住所、国籍 等  
・ 利用目的、所在、面積 等

#### 利用規制 (注視・特別注視区域共通)

- **他法令に基づく措置 (第21条)**
- **機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令 (第9条) (刑事罰あり)**  
・ 国による損失の補償 (第10条)  
・ 国への買入れの申出 (第11条)

##### 国による買取り (注視・特別注視区域共通)

- **国による土地等の買取り (第23条)**  
※ 国の努力義務

#### その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置 (第14~20条)  
: 生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行日 (附則第1条)** : 基本方針、審議会等  
⇒ 令和4年6月1日  
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等 ⇒ 令和4年9月20日
- **見直し (附則第2条)** : 法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

## 法令資料(2)-1

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理12ページ参照)

### 「平和安全法制」の構成

#### 整備法 (一部改正を東ねたもの)

**平和安全法制整備法**: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法  
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更  
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法  
重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法  
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更  
武力攻撃事態及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法  
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法  
武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法  
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法

#### 新規制定(1本)

**国際平和支援法**: 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力  
支援活動等に関する法律

2

## 法令資料(2)-2

### 「平和安全法制」主要事項の一覧

#### 平和安全法制整備法

1. 自衛隊法の改正  
・在外邦人等の保護措置  
・米軍等の部隊の武器等の防護  
・平時ににおける米軍に対する物品役務の提供の拡大  
・国外犯処罰規定
2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)  
・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し  
・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加  
・支援メニューの拡大
3. 船舶検査活動法の改正  
・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正  
・国際平和支援活動の実施
4. 国際平和協力法の改正  
・国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し  
・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施

#### 平和安全法制 (一部改正を東ねたもの)

5. 事態対処法の改正  
・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備  
(事態対処法)
6. 事態対処法の改正  
・存立危機事態に對処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等(自衛隊法)
7. 事態対処法の改正  
・武力攻撃事態等に對処する米軍に加えて、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊存立危機事態における米軍その他の外国軍隊にに対する支援活動を追加(米軍等行動関連措置法)
8. 事態対処法の改正  
・武力攻撃事態等における海上輸送規制の実施  
(海上輸送規制法)
9. 事態対処法の改正  
・存立危機事態における捕虜取扱い法の適用  
(捕虜取扱い法)
10. 事態対処法の改正  
・法改正等を踏まえた審議事項の整理

**国際平和支援法**: 国際社会の平和及び安全の確保のために共同して對処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

3

## トピックス①

「suumo 新築マンション 特別編集 関西エリア 注目マンション」  
(株式会社リクルート発行)より

KEYWORD 1

新線・新駅開業

## 「うめきた(大阪)地下駅」など 新線・新駅の開業で利便性がアップ

大阪市内を中心にインフラ整備が進行中だ。「なかでも注目は2023年春に開業予定の『うめきた(大阪)地下駅』です。周辺では、うめきた2期地区の開発が進行中で、完成すれば今まで以上にうめきたエリアへアクセスしやすい街が人気を集めてしまう」。また、2031年春開業を目指して難波駅(JR)及び新今宮駅(南海)~「うめきた」新駅を結ぶ「なにわ筋線」の計画も進行中。中之島や西本町を経由して大阪の南北をつなぐことで一段と利便性が高まりそうだ。加えて、大阪メトロ中央線が夢洲まで延伸予定のほか、北大阪急行の延伸にも期待が高まる。「新線・新駅開業により、沿線やその周辺エリアで開発が進みます。高規のよう開発によってにぎわいが増して価値が高まつた街も数多く、程度の差こそあれ同様の効果が期待できるでしょう」

● 2022年以降開業の新線・新駅マップ



KEYWORD 2  
大規模再開発

## 都心部を中心に大規模開発が多数 『商・住一体』がトレンド

うめきた2期地区開発



箕面船場駅前地区まちづくり  
拠点施設整備運営事業



画像提供/うめきた2期地区開発事業者

JR西日本の新駅ビル  
うめきた2期



万博記念公園駅前周辺地区  
活性化事業

画像提供/大阪府

神戸三宮堺井通5丁目地区  
第一種市街地再開発事業



機能を備えた複合開発です。テレワークの機会が増えたことにより、自宅周辺で幅広い生活ニーズに対応できる街の評価が高まっています。箕面船場駅前で行われている開発などはその代表例といえるでしょう。

2024年度に先行まちびらき予定のうめきた2期地区に加え、淀屋橋周辺でも大規模開発が検討されている。大阪市内を中心に注目のプロジェクトが目白押しだ。加えて、神戸市では「都心・三宮再整備」をテーマに掲げ、大規模なリニューアル

## トピックス②

読売新聞・夕刊 2022(令和4)年1月6日

# 阪急・梅田 大規模再開発へ

三番街 ターミナルビル

新阪急ホテル

## 3施設建て替え検討

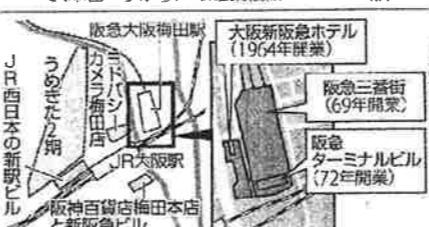
### 半世紀ぶり

阪急阪神ホールディングス(HD)が、阪急電鉄・大阪梅田(大阪市北区)周辺の大規模開発を計画していることが分かった。開発が決まっている「大阪新阪急ホテル」に加え、商業施設「阪急三番街」やオフィスビル「阪急ターミナルビル」の建設を検討する。開業は2030年以降となる。JR大阪駅周辺では、「うめきた2期」など大規模な再開発が進む一方、阪急阪神HDが多くの施設を保有する大阪梅田周辺には老朽化した建物が多い。

JR大阪駅周辺では、「うめきた2期」など大規模な再開発が進む一方、阪急阪神HDが多くの施設を保有する大阪梅田周辺には老朽化した建物が多い。JR大阪駅周辺では、JR大阪駅本店と新阪急ビルの建て替えを進めている。今春の全面開業を予定しており、今後は駅周辺の再開発に軸足を移す。駅周辺では、JR大阪駅は現存駅、阪急阪神HDは現存駅を検討する大阪梅田駅(中央)周辺。手前は阪急ターミナルビル(6日午前、大阪市北区で、本社へりから)=東京直撮影



体の機能は維持し、鉄道の運用に影響はない。JR大阪駅周辺では、JR大阪駅は現存駅、阪急阪神HDは現存駅を検討する大阪梅田駅(中央)周辺。手前は阪急ターミナルビル(6日午前、大阪市北区で、本社へりから)=東京直撮影



阪急阪神HDが再開発を検討する大阪梅田駅(中央)周辺。手前は阪急ターミナルビル(6日午前、大阪市北区で、本社へりから)=東京直撮影

### 梅田の存在感示せるか

阪急阪神ホールディングス(HD)が、阪急電鉄・大阪梅田周辺で新たな駅ビルが完成する一方で課題もある。JR大阪駅周辺では24年秋に西側の新阪急ホテル(地上10階、地下2階)は、260店舗が入居する3番街(地上4階、地下4階)で、オフィスなどを備える飲食や衣料品などの計約24年度末に開館する駅周辺の新阪急ホテル(地上10階、地下2階)は、260店舗が入居する3番街(地上4階、地下4階)で、オフィスなどを備える飲食や衣料品などの計約

阪急阪神HDの角和夫会長は、JR西日本の新阪急の取材に対応。前後の開発で、いずれも老朽化が自立していくか、ホテルの建て替えに向かって始める。

### 阪急阪神HD

阪急阪神HDは、JR西日本の新阪急の角和夫会長は、JR西日本の新阪急の取材に対応。前後の開発で、いずれも老朽化が自立していくか、ホテルの建て替えに向かって始める。

阪急エリヤは、JR西日本の新阪急の角和夫会長は、JR西日本の新阪急の取材に対応。前後の開発で、いずれも老朽化が自立していくか、ホテルの建て替えに向かって始める。

阪急エリヤは、JR西日本の新阪急の角和夫会長は、JR西日本の新阪急の取材に対応。前後の開発で、いずれも老朽化が自立していくか、ホテルの建て替えに向かって始める。

阪急エリヤは、JR西日本の新阪急の角和夫会長は、JR西日本の新阪急の取材に対応。前後の開発で、いずれも老朽化が自立していくか、ホテルの建て替えに向かって始める。

阪急エリヤは、JR西日本の新阪急の角和夫会長は、JR西日本の新阪急の取材に対応。前後の開発で、いずれも老朽化が自立していくか、ホテルの建て替えに向かって始める。









京都市 八坂の塔 写真：アプロ  
FRIDAYデジタル

テンシャルを最大限引き出すこと」とすること。そのため、「思い切った容積率や高さ規制の緩和を行うことで、民間事業者の開発をしつかり受け止めていく」ことが必要と提言している。

●小さな穴をあけ、都市計画規制緩和を大きく広げる

こうした規制緩和という名の都市計画破りで、最近目立つのは、法や要綱等の例外規定を拡張して、都市計画を崩していくというやり口だ。

たとえば、東京都練馬区の石神井公園駅前南口の再開発。この再開発施行地区を含む広い地域は、高さの最高限度を三五mに制限されいた。そこに、一〇〇mの高さのビルを建てる再開発計画が都市計画決定された。

「区長が認めた場合」という地区計画の高

容積率も二〇〇%に抑えられていた。再開発の余地など、「一回もない（しかし、こうした土地こそ、開発企業にとっては、最高の開発適地なのだ！）。この都市計画制限は見事に突破され、三井不動産を施行代表者とした、施行地区面積一七ha強の個人施行再開発がまもなく、始まろうとしているのである。しかばね、再開発等促進区と東京都の要綱にもとづく、「公園まちづくり」

さ制限特例を使つても五〇mまで（練馬区の要綱）。では、いかにして、この制限は突破されたのか。地区計画の特例規定を次のように変更したのだ。すなわち、高度利用地区並びに総合設計による建物の場合、高さの最高限度は地区計画によって定める、と。この新たな例外規定を使えば、今後、どこでも、いとも簡単に、高さ制限をクリアできることになる。

京都市における三一町の高さ制限も、同様の手法で崩されようとしている。実は、そもそも、新景観政策の下でも、高度地区等による高さ規制に設けられている特例規定は、生き残っていた。したがって、これをつかえば、いつでも、高さ制限はクリアできる。京の景観を守ろうという市民の力がそれを許さなかつたのだ。

いま、こうした市民の声に抗し、京都市がもくろんでいるのは、例外規定をさらに広げ、規制緩和の突破口を開けていくことだ。

たとえば、高度地区における「特例許可」を、公共建築物等に限定してい

## 22年まちづくりをめぐる回顧と展望

編集部

### ▼総論 都市計画破りで開発起こし

最近、違法まがいの都市計画破りが、各地で横行している。コロナで一段と冷え込む開発市場。なんとか、仕事を確保したいというゼネコンやディベロッパーのあせりなのか。

#### ●狙われるリスクミニマムの土地

わかりやすい例が、東京の神宮外苑再開発だ。そもそも神宮外苑は都市計画公園であり、再開発など、ありえない場所だ。実際、風致地区等によつて、これまで、高さは一五mに抑えられ、容積率も二〇〇%に抑えられていた。再開発の余地など、「一回もない（しかし、こうした土地こそ、開発企業にとっては、最高の開発適地なのだ！）。この都市計画制限は見事に突破され、三井不動産を施行代表者とした、施行地区面積一七ha強の個人施行再開発が生まれなく、始まろうとしているのである。しかばね、再開発等促進区と東京都の要綱にもとづく、「公園まちづくり」

「公園まちづくり」制度によつて、公園は縮小、再編され、超高層ビルが立ち地する区画は、都市計画公園から外され最高一九〇mに、容積率は、最高一一五〇%まで引き上げられた。さらに、「公園まちづくり」制度によつて、公園は縮小、再編され、超高層ビルが立ち地する区画は、都市計画公園から外された。要綱は、法ではなく、いわば行政の内部規則。そうした規則によつて、都市計画壊しがまかりとおつっているのだ。

これは、東京のど真ん中の事例だが、東京周辺でも、都市計画破りが目立つ。狙われているのは市街化調整区域だ。まとまつた土地が、格安で手に入る。市街化区域に隣接していれば、立地もよい。リスクは大きく抑えられ、ディベロッパーにとっては格好の土地だ。

市街化調整区域で開発をおこなう常套手段は市街化区域への編入であるが、ペロッパーによつては格好の土地だ。最近目立つのは、地区計画の採用だ。

●景観政策先進の京都でも

京都市といえど、高さを最高三一mに制限するなど、厳しい都市計画を試みた、新景観政策（二〇〇七年）で知られているが、いまや、その掘り崩しを狙つた、総反撃が京都市によつて着々と進められている。この九月、「京都市駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会」によつて出された答申は、それを象徴するものだ。「都市としての伸びを担う『創造・再生ゾーン』のポ

たとえば、千葉県柏市では、隣接する市街化区域での高さ一〇mに制限されているところで、高さ三一mのデーターセンター四棟を建てる計画が進行している。

京都市でも、調整区域で地区計画をつけ、工場用地の開発が計画され、さらに、京都市に隣接する向日市では、一五階建てオフィスビルや研究棟四棟、從業員約五〇〇〇人が勤務するビジネ

スパークの開発計画が進められている。地区計画による市街化調整区域の乱開発が進行しているのだ。







